

革命の旗印とは裏腹に（1970年5月、議会は征服戦争の放棄と他民族の自由に対して暴力を行使しないことを宣言）、ライン川、ピレネー山脈、大西洋、それにアルプスで囲まれた地域はフランスの領土であるとして、その地域に住むすべての民族をフランス化しようとした。事実、1860年代でもフランスの3万7千余りの市町村のうち8400近い村ではフランス語が日常語としては話されていなかった。（歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店 1994年 8頁）アメリカ合衆国などは領土の拡張を神の恩寵（Manifest Destiny）などと称して、テキサスやカリフォルニアを併合していった。そのため、実は今日の先進国民国家の中にも＜民族問題＞は常に潜在している。そのことへの取り組みに焦点を絞って、上記の問題を考えてみたいと思うのである。

### 1) 建国過程と領土

既にみたように、近代国民国家は意図的・人為的に構築されていく。そのことは、意図（意志）と能力さえあれば、人々は国民国家を創ることが出来るということであり、そのため実際にわれわれは第2次世界大戦後国作りのラッシュを体験したのである。ただし、その際国家形成の核になる民族・国民がいわば自生的に形成される場合、すなわち一定地域に長期にわたって定住している、相対的な意味でホモジニアスな文化的要素を共有する人々の集まりを核とする場合（日本など）と、それが人為的・契約的な紛でいろいろな地域からやってくる多様な人々を結集する場合とでは、形成された国家の性質に大きな違いが生じる。前者の場合、比較的自然な形で1民族、1言語、1国家的国民国家が生まれ易いが、その反面国家形成後に異民族を受け入れることが難しく、併せて異文化・異国民とのつき合い方もぎこちないことが多い。後者の場合は反対に、民族的・文化的な多様性には寛容であるが、それだけに国家統合とアイデンティティの形成には並々ならぬ努力を払うというコストを覚悟しなければならないのである。その上、国家形成が特定の民族の＜先祖伝来の土地＞で始まる場合とそうでない場合には、地縁（社会関係）や風土（郷土に対する愛着や意味）の点で大きな違いがみられよう。もっとも、白紙の

新大陸で国作りを始めたヨーロッパ人は、すぐさま移住先に「郷土」を作り始めた。（たとえば、カナダ、オンタリオ州の南部には、パリやロンドンがあり、ロンドンにはテムズ河が流れているという具合である。）そこで、今度は先住民がこれに反発することになる。

### 2) 一元性と多元性

国家形成の原則としていえば、一方では国語や国教を憲法によって制定するようなやり方で現実的な多様性を克服していくとする方向があると同時に、他方では多様性を法制度的には一切制約しない、あるいはむしろそれを維持・奨励するという選択もありうる。かくして、たとえば多民族国家マレーシアでは、国家形成の柱に「マレー性」を据え、王制の基礎にマレーの伝統であるサルタン制を置く（九つの州のサルタンが5年ごとにマレーシアの国王になる）ばかりではなく、イスラムを国教と定め、マレー語を国語とする。マレー系国民は中国系やインド系に対して「土地の子」（ブミプトラ）として憲法上特権的な扱いを受ける（一種のaffirmative action）。もちろん、宗教の自由が保障され、マレー語以外の言語も使用禁止というわけではないが、こうした「マレー原則」に立つ国では他の民族がいささか居心地の悪い思いをすることは否定できない。しかし、時間が経つにつれて、対外的な意識としては「マレーシア人」という国民的アイデンティティが形成されても來よう。これに対して、多様性に一切の法的制約を課さない場合でも、ある種の統一過程が進行して国民形成が展開する。1776年のアメリカ独立宣言は、社会契約的な発想で政府（国家）の形成を正当化するが、そこでは極めて普遍主義的な人権の概念や民主主義の原理が援用されている以外には、特定の民族に直結するような文化装置が国作りの中心に置かれることはなかった。まったく新しい移民でも3世代を経ると＜英語を話すアメリカ人＞になるという楽観的な同化仮説が最近までまかり通っていたのである。もちろん、この国でも当初「課税されないインディアン」は国民（人口）ではなかったし、奴隸は人口上5分の3の存在であった。（アメリカ合衆国憲法第1条第2節3項）実質的には、WASPの支配とプロテスタ